

令和2年3月第4回亶理町議会定例会会議録（第6号）

○ 令和2年3月16日第4回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 小野 一雄                      2 番 鈴木 邦彦

3 番 高野 進                      4 番 結城 喜和

5 番 安藤 美重子                  6 番 大槻 和弘

7 番 鈴木 秀一                      8 番 小野 明子

9 番 佐藤 邦彦                      10番 木村 満

11番 森 義洋                      12番 渡邊 健一

13番 澤井 俊一                      14番 佐藤 正司

15番 鈴木 高行                      16番 熊田 芳子

17番 鈴木 邦昭                      18番 佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名）                  応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名）                  不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	奥 野 光 正
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第 3 3 号 令和 2 年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 3 4 号 令和 2 年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 3 5 号 令和 2 年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第 3 6 号 令和 2 年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第 3 7 号 令和 2 年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 3 8 号 令和 2 年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第 9 議案第 3 9 号 令和 2 年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 4 0 号 令和 2 年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 4 1 号 令和 2 年度亶理町水道事業会計予算
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号 令和 2 年度亶理町公共下水道事業会計予算  
(以上 1 0 件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について(平成 3 1 年度(復交)町道橋本堀添線道路新設(その 1)工事)
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和元年度亶理町一般会計補正予算(第 8 号)
- 日程第 1 6 報告第 5 号 専決処分の報告について(工事請負変更契約)
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続調査申出について

午前 1 0 時 0 0 分 開議

議長(佐藤 實君) これより本日の会議を開きます。

まず、感染症の拡大防止のため、出席者はマスクを着用することを許可しております。また、緊急対応が生じた場合、説明員の退席を認めます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、6番 大槻和弘議員、7番 鈴木秀一議員を指名いたします。

## 議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。町長から、追加議案3件、報告1件が提出されております。

第2、予算審査特別委員長から、審査報告書を受理しております。

第3、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第2 追加議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） それでは、令和2年第4回互理町議会定例会追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げますのは議案3件及び報告1件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

初めに、議案第44号 互理町下水道条例及び互理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例につきましては、令和2年4月1日から下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たり、公共下水道に関する各規定を下水道条例のほか関係条例に適用する必要があることから条例の一部を改正するものであります。

議案第45号 工事請負変更契約の締結について（平成31年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事）につきましては、現場精査の結果、工事内容の一部変更に伴う請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明申し上げます。

議案第46号 令和元年度互理町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億2,132万円とし、あわせて繰越明許費の追加及び地方債の追加を行うものであります。

今回の補正につきましては、昨年10月の台風第19号等の影響により発生した稲わら等の処分関係経費について、国の災害査定の結果に基づき必要経費を計上するものであります。

歳出につきましては、環境美化推進経費において、稲わらを処理場まで運搬するための費用及び稲わら処理費用などを合わせ委託料3億5,656万9,000円を追加補正するほか、互理名取共立衛生処理組合において稲わら等を処理するための負担金130万円を追加補正するものであります。

歳入につきましては、歳出に係る財源として、14款国庫支出金において災害等廃棄物処理事業費補助金1億4,090万5,000円を追加補正するほか、21款町債において災害廃棄物処理事業債1億7,310万円を追加補正するものであります。また、今回の補正の調整財源として、18款において財政調整基金繰入金4,386万4,000円を追加補正するものであります。

繰越明許費の追加につきましては、台風第19号に係る災害廃棄物処理事業が年度内に完了することが難しいことから、令和2年度に繰り越すための限度額設定を行うものであります。

地方債の追加につきましては、災害廃棄物処理事業債について借り入れ限度額の設定を行うものであります。

最後に、報告案件についてご説明を申し上げます。

報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）につきましては、平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事において、工事内容の一部変更に伴

う工事費の増額など変更契約の必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により令和2年2月19日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会へ報告をするものであります。

以上、追加提出議案等についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜わり、原案どおり可決くださいますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 追加提案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第 3 3 号 令和 2 年度互理町一般会計予算から

日程第 1 2 議案第 4 2 号 令和 2 年度互理町公共下水道事業会計予算まで

（以上 1 0 件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第 3、議案第 33 号 令和 2 年度互理町一般会計予算から日程第 12、議案第 42 号 令和 2 年度互理町公共下水道事業会計予算までの以上 10 件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 本件に関し、予算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長登壇。

〔予算審査特別委員会委員長 木村 満君 登壇〕

予算審査特別委員会委員長（木村 満君） それでは朗読をもって報告させていただきます。

令和 2 年 3 月 16 日

互理町議会

議長 佐藤 實殿

予算審査特別委員会委員長

木村 満

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

## 記

1、付託事件。議案第33号 令和2年度亶理町一般会計予算、議案第34号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計予算、議案第35号 令和2年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第36号 令和2年度亶理町土地取得特別会計予算、議案第37号 令和2年度亶理町介護保険特別会計予算、議案第38号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計予算、議案第39号 令和2年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第40号 令和2年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第41号 令和2年度亶理町水道事業会計予算、議案第42号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計予算。

2、審査の経過。令和2年3月第4回亶理町議会定例会において当委員会に付託された亶理町一般会計予算外9件の審査のため、3月6日から12日の期間において4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月6日金曜日、議案第33号 令和2年度亶理町一般会計予算、歳入全部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月9日月曜日、議案第33号 令和2年度亶理町一般会計予算、歳出第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第35号 令和2年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月10日火曜日、議案第34号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第36号 令和2年度亶理町土地取得特別会計予算審査。議案第37号 令和2年度亶理町介護保険特別会計予算審査。議案第38号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第39号 令和2年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第40号 令和2年度亶理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第41号 令和2年度亶理町水道事業会計予算審査。議案第42号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計予算審査。

3月12日木曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長（佐藤 實君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第33号から議案第42号までの以上10件については、議長を除く17人の委員をもって4日間審議いたしましたのであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第33号 令和2年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号 令和2年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第33号 令和2年度亙理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号 令和2年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第34号 令和2年度亶理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 令和2年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号 令和2年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第35号 令和2年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 令和2年度亶理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 令和2年度亶理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第36号 令和2年度亶理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 令和2年度亶理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号 令和2年度亶理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第37号 令和2年度亶理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第38号 令和2年度わたり温泉鳥の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和2年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 令和2年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のと

おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第39号 令和2年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 令和2年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 令和2年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第40号 令和2年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 令和2年度亘理町水道事業会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 令和2年度亘理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第41号 令和2年度亘理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計予算について、討論を許します。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第42号 令和2年度亶理町公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第44号 亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第44号 亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第44号 亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書は1ページ、新旧対照表1ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、令和2年4月1日から下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たり関係条例の改正を行っておりますが、亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例におきましても下水道に関する規則であったものを規程に改めて適用する必要があることから条例の一部を改正するものであります。

それでは、新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表 1 ページをお開き願います。

第 1 条、亶理町下水道条例におきまして、第 2 条第 13 号、第 4 条第 2 号、それから 2 ページ、第 5 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 16 条、続きまして 3 ページ、第 28 条第 3 号、第 5 号、第 6 号、第 31 条の見出し並びに同条中「規則」を「規程」に改めるものであります。

次に、新旧対照表 4 ページ、第 2 条、亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例におきまして、第 15 条見出し中、括弧の次に「規程」を加え、同条中、条例の次に「で定めるもののほか、この条例」を加え、「規則」を「規程」に改めるものであります。

議案書 1 ページに戻っていただきます。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 44 号 亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 亶理町下水道条例及び亶理町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 4 5 号 工事請負変更契約の締結について（平成 3 1 年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（そ

の1) 工事)

議長（佐藤 實君） 日程第14、議案第45号 工事請負変更契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第45号 工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。議案書の2ページをお開き願います。

本議案は、工事請負変更契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものです。

工事名は、平成31年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その1）工事です。

請負金額は、変更後金額が1億3,833万4,900円であり、529万2,100円の減額です。

契約の相手方は、株式会社岩佐組です。

工事請負の減額が必要となった主な理由につきましては、3ページの資料をごらんください。

本工事につきましては、亘理町震災復興計画の避難道路に位置づけされている町道橋本堀添線の新設を行う工事です。

変更の理由につきましては、工事概要の下段にあります橋台撤去工において既存橋梁の橋台を試掘した結果、想定していた橋台と構造が異なっていたことから、橋台撤去について無筋コンクリート80.1立米を有筋コンクリート16.6立米に変更するとともに、仮設鋼矢板の枚数について266枚から240枚に26枚減とするものがあります。

4ページに位置図を、5ページ以降に全体平面図、標準横断図等を添付しておりますのでご参照願います。

以上で議案第45号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第46号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第8号）

議長（佐藤 實君） 日程第15、議案第46号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 議案第46号 令和元年度亙理町一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第8号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第8号）。

令和元年度亙理町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億2,132万円とする。

第2条、繰越明許費の修正。繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の修正。地方債の追加は、「第3表 地方債補正」によるものでもあります。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の11ページ、12ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、昨年10月の台風19号の影響により発生した稲わら等災害廃棄物について、先日、国の災害査定が終了したことから、稲わら処理に要する経費を計上するものでございます。

4款1項5目、細目4、環境美化推進経費について総額3億5,786万9,000円を計上するものですが、亘理名取共立衛生処理組合、岩沼東部環境センターで稲わらの一部を処分するための負担金130万円を追加補正するほか、岩沼東部環境センターで処理できない残りの稲わらを県外で処分するための経費として、稲わら運搬業務委託料、稲わら処理業務委託料、梱包稲わら分解業務委託料として合わせて3億5,656万9,000円を追加補正するものであります。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

戻りまして9ページ、10ページをお開き願います。

14款国庫支出金、18款繰入金、21款町債について追加補正しておりますが、歳出でご説明した災害廃棄物であり、稲わらの処分に要する経費の財源として計上するものであり、14款国庫支出金については災害廃棄物処理事業補助金1億4,090万5,000円、21款町債については災害廃棄物処理事業債として1億7,310万円を追加補正するものです。また、今回の補正に係る調整財源として18款繰入金について財政調整基金繰入金4,386万4,000円を追加補正するものです。

次に、繰越明許費についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の追加につきましては、今回の令和元年台風19号に係る災害廃棄物処理事業が本年度中に完了することが難しいことから、翌年度に繰り越すための限度額3億8,301万4,000円を設定するものでございます。

続きまして、第3表地方債補正になりますが、ただいまご説明いたしました21款町債の災害廃棄物処理事業債について、借り入れの限度額、起債の方法、利率等について設定を行うものであります。

以上で議案第46号亘理町一般会計補正予算（第8号）の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番 森 義洋議員。



11番（森 義洋君） 12ページ、環境美化推進経費、こちらですけれども、こちらの搬出の期間、いつから始まるか、そしてどれくらいの日数がかかっていくのか、そして1日何台での搬出を計画しているのか、それとこちらの搬出先なんですけれども、1カ所なのか数カ所なのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず搬出の期間でございますけれども、今回処理が決まっている分については、まず亙理名取共立衛生処理組合、こちらが250トン、そして岩手県の大船渡の太平洋セメント、こちらの分が1,100トンということで決まっております、まず亙理名取共立衛生処理組合につきましては4月から運搬を開始しまして、4カ月に分けて搬出をする予定にしております、こちらについては令和2年度内で完了する予定でございます。また、太平洋セメント、こちらにつきましては、まず年度内に50トン運搬をしまして、令和2年度中に1,050トンを毎月100トン程度ずつ搬出をしまして、こちら令和2年度内に完了する予定であります。

1日当たりの台数ということなんですけれども、まず亙理名取共立衛生処理組合ですけれども、こちらについては施設の関係で4トンのトラックで運搬してほしいということで、4トントラックで1日当たりにしますと約60台から70台ということで、延べ台数で250台ほど予定しております。また、太平洋セメント、こちらについては、稲わらの比重が小さい割にがさばりますので、30立米クラスの深型のダンプを想定しております、こちらで台数にして1日当たり大体15台程度、距離の関係もありますので、延べ台数にしまして160台ほどで予算を積算しております。

あとは搬出先については、先ほど説明をしましており太平洋セメントと……。

失礼しました、太平洋セメントなんですけれども、月に15台です。1日15台と申し上げたんですけれども、月に15台で、延べ台数で160台です。

それで、処理先については、先ほど言ったとおり共立衛生処理組合と太平洋セメントということでございます。

あと未定分というのがありまして、処理先が決まっていない1,248トン分、こちらについては県のほうで今後もセメント化の方向で関係企業と調整をしていくと

ということになっておりまして、仮にその調整が進んで、本町が東北で一番遠い青森県に、三菱マテリアルというセメントの工場があるんですけども、そちらに割り当てされても対応できるように予算措置をしてはどうかということで県のアドバイスを受けまして、今回行き先の決まっていな分については一応青森県を想定して予算の積算をしております。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 内容はわかったんですけども、搬出の業者なんですけれども、これはどちらで、入札を行うのか、どちらの業者になるのか、また現場に持ち込んだときにその積みおろしも同一の業者が行うのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） その現場から現場までの運搬につきましては、農林水産課で事務を請け負っていますので、私からお答えしたいと思います。

現在のところ、新年度のその業者につきましては今後業者を選定しまして、指名入札で執行しますので、まだ現在企業は決まっておらないという状況でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） それでは、搬出する場合のトラックの運行の経路とかそういったのも今後ということなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 経路、ダンプにつきましては現在積算しているところでございまして、先ほど町民生活課長がお答えしたとおり、ダンプは深型ダンプを考えております。というのも、1日にできるだけ少ない便で多い量を運ぶためには平型ダンプよりも深型ダンプのほうが経費的にも抑えられるということで、現在深型ダンプを考えております。あわせまして、経路につきましても、最短の距離で現在計測いたしまして、全て現在積算をしているという最中でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 1点だけお伺いいたします。

稲わら処理に3億5,600万円かかるわけです。その処理財源といたしましては、国の補助であります廃棄物処理補助金が1億4,000万円、町債が1億7,000万円、あと財政調整基金が4,300万円ということになっております。そうした場合に、経費節減というか、全額国の補助金でやれるのであればよろしいんですけども、経費節減という観点から考えますと、例えば災害危険区域内の町有地にストックして堆肥化して再利用を図るということも考えられたのかなと思うんですけども、その考えについてはいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） ただいまのご質問ですけれども、今、議員おっしゃられたように、全て焼却処分ということだけではなくて、例えば堆肥化とか、あとは土づくりの資材として活用先がないかなど、こういった面も含めて今後情報収集に努めていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） そうしますと、この予算は一応これで提案計上したわけですが、再利用があればある程度別の方法もあるということによろしいわけですか。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） その他の活用方法が見出されれば当然量が減っていきますので、処理費用も減っていくと思いますし、あとは先ほど県のほうでほかのところも調整をしているというお話をしたんですけども、仮に青森じゃなくて、例えば近く、山形とかも今交渉しているというお話を聞いておりますので、そちらが近いところの処理場に持っていけるとなれば当然経費も今積算している分よりも少なくなってくるのではないかと考えています。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 当初述べたように、これらの処理料について、町債、さらには財政調整繰入金があるわけです。その合計額が大体2億1,000万円ぐらいあるわけですので、なるべく軽減化に努めていただきたいということであります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この委託料の3,560万円何がしは、大体全部の瓦れきというか、約2,600トンあるんだよね。今回太平洋セメントが1,100トンで、広域処理が250ト

ン、残り1,248トンあるというけれども、それらを含めた全部の処理費用としてこの3億5,000万円というのが出てきたのか、その辺について。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（関本博之君） 今、議員が言われましたように、今町で保有している分、全ての処理費用ということで今回算出をしております。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 未処理分の未定というか、決まってないところが1,248トンあるわけだ。これはどのようにするかわからないけれども、もし、今回繰越明許でやっているけれども、令和2年度でこれが執行できなかった場合、なかなかね、この1,240トン、今回でさえまだ1,300トンぐらいしかやれないんだから、1,248トンが令和2年でできなかった場合、どのような財政処理をするのか。そうした場合、多分地方債も臨時財政対策債を充てていると思うんですけども、交付税措置がない、あとは国庫補助が来ないとか、そんなような状況にはならないのか、処理できなかった場合。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 仮に令和3年度まで処理が残ったらということなんですが、まずその場合、全体の予算を確保していますので、もし終了していなければ、その令和2年度の予算を令和3年度に繰り越すという形で対応するということでございます。

また、この財源、先ほどの交付税というお話なんですが、こちら2分の1国庫補助なんですが、残りの5割、こちらに対しての約8割ほどを交付税措置されるということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 処理できなかった場合、あるいは令和3年まで繰り越しするとそのときの財源を確保するのが大変厳しいんでないかなと思うのね。国庫補助は2年ずついた、また3年も同じように処理できなかったからつくという可能性は必ずあるのか。あと地方債ね、臨財債も本当に交付税措置として認められるのか、その辺の心配があるんだよね。もしこれで処理が不可能であったらば、いつまでも単費でやるようになっていったりする形になるし、残物も残っていくような形に

なるので、その辺のきちっとした、安易に来年度と言っているけれども、ことしの限度額が1,350トンで、あとの1,280トンというのは宙に浮いたような形で、どのように処理するのかわからないけれども、その辺の処理の仕方もきちっと整理しておかないと財源確保もできないと思うのね。その辺財政担当とちゃんと調節して、国庫補助が出る、80とか言っていたけれども、臨財債を使えるなら臨財債を使うとか、その辺の調整をきちんとしておかないと将来はまた繰り越し繰り越しで、あるいは町単で仕事をするようになったら自分たちの財調がなくなっていくだけの話なので、その辺きちんとしておかなきゃだめだと思うんだけど、どうですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 先ほどちょっと農林水産課長もお答えした部分になるかと思うんですけども、まず今回繰越明許ということで限度額を設定させていただいております。こちら先ほど町民生活課長が申しあげました太平洋セメント、こちらとの契約ができるので、もし終わらなければ事故繰りという形で翌年度に行くような形になります。ただ、未契約の部分につきましては、今年度契約できないこととなりますと、こちら繰り越しはできても事故繰りということができないこととなりますので、その際には改めて予算措置をする必要が出てくることになろうかと思えます。

現在、国の補助金として、起債ということで、今回災害廃棄物処理事業債ということで予算を組んでおりますけれども、こちら災害廃棄物処理事業債につきましては95%が交付税措置されることになってございます。

今後、先はどうなるんだというお話なんですけれども、基本的にはルールがありますので、繰り越しした場合であっても、そちらの補助金関係、あとはこちらの起債関係の交付税措置が出てくるものはこちらでは認識しているところです。ただ、やはり一般財源もかなり入ってくる部分になろうかと思えますので、今後もそのやり方については検討していきまして、できるだけお金をかけないような方法で進めていきたいと考えてございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 町のほうでは稲わら処理は完了したと把握しているのでしょうか、

お伺いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 現在のところ、農家の方々に周知しまして、搬入してもらえるのは終了ということなのですが、現在、町といたしましては春の通水が始まるまでは、現在のところまだ少し残っていて、実際通水開始したところ、ここが詰まっている、ここがどうだという話はあるんだろうなと考えておりまして、残り少々搬入量があるという認識はいたしております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） そうしますと、委託契約を結んで補助金なり出していると思うんですけども、それは何月まで続くわけですか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） そちらの事業につきましては今年度事業ですので、3月中ということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 何か若干まだ田んぼに残っているところがあるように私見ていたんですけども、そうすると稲わら処理は3月中に完了してもらおうようなことで農家なり農協なりに指導はしているのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） もちろんこの事業に関しましては期限を設けて農家に周知を図ったところがございます。ですので、現在、そういう細かいといいますか、個人の話で少し残っているんだというような話がありまして、そちらに関しては農家の方の営農努力ですとかその他、今後始まります先ほど言った通水をいたしまして、どうしても水路にたまっているというようなことに関しましてはその都度農家さんか町かその辺は協議を図って、春の営農に向けて現在取り組んでいるということで、農家さんにはその周知は図られているものかなと理解しております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 令和元年度互理町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 令和元年度互理町一般会計補正予算（第8号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第16 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第16、報告第5号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 報告第5号 工事請負変更契約の締結に係る専決処分についてご報告させていただきます。

議案書の9ページをお開き願います。

専決処分の報告について、工事請負変更契約。

今回の専決処分につきましては、令和2年2月19日に工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定により議会へ報告するものです。

次のページ、10ページをごらん願います。

専決処分書になります。平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年互議発第10号）第1項の規定により、工事請負契約において変更契約が契約金額の5%以内であり、かつ5%以内に相当する金額が500万円以内であるため、専決処分したものです。

概要につきましては、隣の11ページの資料をごらん願います。

改めまして、工事名については平成30年度（復交）町道荒浜江下線道路新設工事

です。

第3回変更契約年月日が令和2年2月19日。

請負金額は、変更後金額が1億4,668万2,100円であり、111万9,800円の増額になります。

なお、契約の相手方については株式会社阿部工務店になります。

本工事については、亘理町震災復興計画の避難道路に位置づけされている町道荒浜江下線を整備する工事であります。

今回の変更理由につきましては、工事概要の一番下の部分になりますが、路床盛り土工において一部路床の置きかえを転用土により実施する計画でしたが、工区内の発生土が転用に適さない土質であったことから、山ズリによる置きかえに変更するものでございます。

なお、工期につきましては変更前に同じであります。

13ページ以降に位置図、標準横断図等を添付しておりますのでご参照願います。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第5号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

#### 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（佐藤 實君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会



中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

なお、ご紹介いたします。

総務課、佐々木課長、ご起立いただきたいと思います。

このたび佐々木課長におかれましては3月末日をもって定年退職となります。議場の皆さんから大きな拍手をもって労をねぎらいたいと思います。大変ご苦労さまでした。（拍手）お座りください。

これをもって令和2年3月第4回亘理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時01分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 実

署 名 議 員 大 槻 和 弘

署 名 議 員 鈴 木 秀 一